## 令和6年度介護報酬改定に伴う立川市基準条例の改正について (地域密着型サービス)

介護保険制度のもとで実施する各種サービスは、厚生労働省令で定める基準に基づいて立川市が条例を制定し、当該条例において運用しています。今般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和6年厚生労働省令第16号)が、令和6年4月1日より改正施行されたことに伴い、以下の立川市基準条例の一部改正を行い、令和6年4月1日に施行となりました。

## 1 改正条例

- ① 立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日条例第38号。以下「地域密着型基準条例」という。)
- ② 立川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例(平成24年12月25日条例第39号。以下「地域密着型介護予防基準条例」 という。)
- ※市条例は、市ホームページの立川市例規類集から閲覧できます。

## 2 主な改正内容(本市にないサービスは割愛しています)

	- <u> </u>			
項	項目	対象サービス	改正の内容	
番				
1	管理者の兼務	全地域密着型サ	管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理	
	範囲の明確化	ービス、	上支障がない場合は、同一敷地内における他の事業	
		全地域密着型介	所、施設等ではなくても差し支えないこととする。	
		護予防サービス	●地域密着型基準条例第7条、第48条、第59条の	
			4、第59条の24、第62条、第66条、第111	
			条、第 121 条、第 166 条、第 192 条(管理者)	
			○地域密着型介護予防基準条例第6条、第10条、	
			第 72 条、第 79 条(管理者)	

	<u> </u>		
		(介護予防)小	管理者による他事業所の職務との兼務について、
		規模多機能型居	兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこ
		宅介護、看護小	ととする。
		規模多機能型居	●地域密着型基準条例第83条、第192条(管理
		宅介護	者)
			○地域密着型介護予防基準条例第 45 条(管理者)
2	身体的拘束等	(介護予防) 小	多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正
	の適正化の推	規模多機能型居	化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修
	進	宅介護、	の実施)を義務付ける。その際、1年間の経過措置
		看護小規模多機	期間を設けることとする。
		能型居宅介護	●地域密着型基準条例第 92 条(指定小規模多機能
			型居宅介護の具体的取扱方針)、第 197 条(指定
			看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)
			○地域密着型介護予防基準条例第 53 条(身体的拘
			東等の禁止)
		定期巡回・随時	通所系サービスについて、当該利用者又は他の利用
		対応型訪問介護	者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な
		看護、	い場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこ
		地域密着型通所	ととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を
		允婆出有 <u>主</u>	義務付ける。
		/ 吸、   (介護予防) 認	●地域密着型基準条例第 24 条(指定定期巡回・随
		知症対応型通所	時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)、第42
		加速   加至 通   加   介護	条 (記録の整備)、第 59 条の 9 (指定地域密着型
		八 曖 	通所介護の具体的取扱方針)、第59条の19(記
			録の整備)、第59条の30(指定療養通所介護の
			具体的取扱方針)、第59条の37(記録の整備)、
			第 70 条(指定認知症対応型通所介護の具体的取
			扱方針)、第79条(記録の整備)
			○地域密着型介護予防基準条例第 40 条(記録の整
			備)、第42条(指定介護予防認知症対応型通所介
			護の具体的取扱方針)
3	「書面掲示」	全地域密着型サ	重要事項について、インターネット上で情報の閲
	規制の見直し	ービス、	覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則とし
		全地域密着型介	てウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公
		護予防サービス	表システム上) に掲載することを義務付ける。その
			際、1年の経過措置を設けることとする。
			●地域密着型基準条例第 34 条 (掲示)
			○地域密着型介護予防基準条例第32条(掲示)

	_		
4	介護現場の生産性の向上	(介護予防) 小 規模多機能型居 宅介護、(介護対 下之型、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。 ●地域密着型基準条例第106条の2新設、第128条(準用)、第177条(準用)、第189条(準用)、第202条(準用) ○地域密着型介護予防基準条例第62条の2新設、第86条(準用)
		設入所者生活介   護	
5	協力医療機関との連携体制の構築	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす医療機関を定めるように努めることとする。 i 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。 イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市に提出しなければならないこととする。 ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。 ●地域密着型基準条例第125条(協力医療機関等)○地域密着型介護予防基準条例第83条(協力医療
6	新興感染症発 生時等の対応 を行う医療機 関との連携	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	機関等) 事業者は、第二種協定指定医療機関(※1)との間で、新興感染症(※2)の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種指定協定医療機関である場合においては、当該第二種指定協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。 ●地域密着型基準条例第125条(協力医療機関等) ○地域密着型介護予防基準条例第83条(協力医療

		<u> </u>	LIK DE GO.
			機関等)
			※1 感染症法に基づく医療措置協定を締結した医
			療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関
			を「第一種協定指定医療機関」、発熱外来又は
			自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種
			協定指定医療機関」と呼び、それぞれ都道府県
			<b>知事による指定を受けることとなる。</b>
			※2 新型コロナウイルス感染症など新しく認知さ
			れ、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問
			題となる感染症。
7	緊急時等にお	地域密着型介護	緊急時等における対応方法について、配置する医
	ける対応方法	老人福祉施設入	師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、
	の定期的な見	所者生活介護	1年に1回以上見直しを行うこととする。
	直しの義務付		●地域密着型基準条例第 165 条の 2 (緊急時等の対
	は		応) □地域出有主要中未列第 100 未の 2 (系 心内寺の 別
8	コニットケア	地域密着型介護	<sup>心)</sup>   ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管
0	•		
	の質の向上の	老人福祉施設入	理者研修を受講するよう努めなければならないこと
	ための体制の	所者生活介護	とする。
	確保		●地域密着型基準条例第 187 条(勤務体制の確保
			等)
9	協力医療機関	地域密着型介護	ア以下の要件を満たす協力医療機関(iiiの要件を
	との連携体制	老人福祉施設入	満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)
	の構築	所者生活介護	を定めることを義務付ける(複数の医療機関を定
			めることにより要件を満たすこととしても差し支
			えないこととする。)。その際、3年の経過措置期
			間を設けることとする。
			i 入所者の病状が急変した場合等において、医
			師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確
			保していること。
			ii 診療の求めがあった場合において、診療を行
			う体制を常時確保していること。
			iii 入所者の病状が急変した場合等において、当
			該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機
			関の医師が診察を行い、入院を要すると認めら
			れた入所者の入院を原則として受け入れる体制
			を確保していること。
			イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所
			者の病状が急変した場合等の対応を確認するとと
			もに、当該協力医療機関の名称等について、市に

			提出しなければならないこととする。
			ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状
			が軽快し、退院が可能となった場合においては、
			速やかに再入所させることができるように努める
			こととする。
			●地域密着型基準条例第 172 条 (協力医療機関等)
10	新興感染症発	地域密着型介護	事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新
	生時等の対応	老人福祉施設入	興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努める
	を行う医療機	所者生活介護	こととする。
	関との連携		また、協力医療機関が第二種指定協定医療機関で
			ある場合においては、当該第二種指定協定医療機関
			との間で、新興感染症の発生時等の対応について協
			議を行うことを義務付ける。
			●地域密着型基準条例第 172 条(協力医療機関
			等)
11	サービス内容	看護小規模多機	看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での
	の明確化	能型居宅介護	「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれ
			る旨を明確化する。
			●地域密着型基準条例第 197 条(指定看護小規模
			多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

## 3 令和5年度末で経過措置期間が終了する令和3年度報酬改定における改正事項 について

令和3年度介護報酬改定において、下記の改定事項については、3年間の経過措置を経て、令和6年4月1日より義務づけられました。市内指定地域密着型サービス事業所におきましては、改めてご確認いただき適切な事業運営の実施に努めていただきますようお願いいたします。

項番	項目	改正の内容	備考
1	感染症対策の強	感染症の予防及びまん延防止のための対策	
	化	を検討する委員会を定期的に開催し、その結果	
		を従業者に対して周知するとともに、指針を整	
		備すること。また、研修及び訓練を定期的に実	
		施すること。	
2	業務継続に向け	感染症や非常災害の発生時において、利用者	計画未策定の場合、
	た取組の強化	に対するサービスの提供を継続的に実施する	介護報酬の減算(令
		ための、及び非常時の体制で早期の業務再開を	和6年度末まで、感
		図るための計画を策定した上で、従業者に対し	染症等の指針及び消
		て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定	防計画等が策定され

		期的に実施すること。また、定期的に業務継続	いる場合は、減算し
		計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計	ない)
		画の変更を行うこと。	
3	高齢者虐待防止	虐待の発生又はその再発を防止するための	虐待防止措置未実施
	の推進	対策を検討する委員会を定期的に開催し、その	の場合、介護報酬の
		結果について従業者に対して周知を行うとと	減算
		もに、必要な指針を整備し、研修を定期的に実	
		施すること。また、これらを適切に実施するた	
		めの担当者を置くこと。	
4	認知症介護基礎	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関	
	研修の受講	係の資格を有さない者について、認知症介護に	
		かかる基礎的な研修を受講させるために必要	
		な措置を講じること。	